救急医療体制整備事業（２次救急医療機関災害時対応能力強化事業）補助金交付要領

（趣旨）

第１　知事は、京都府地域医療再生計画に基づき、府全域における災害時等の救急医療提供体制等の充実を図るため、救急医療体制整備事業（２次救急医療機関災害時対応能力強化事業）補助金を、地域医療再生事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内で、交付するものとする。

（補助対象事業）

第２　この補助金は、救急病院等を定める省令（昭和３９年厚生省令第８号）に基づく救急告示病院又は病院群輪番制参加病院（国立・公的病院等（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条の２に掲げる病院）を除く。）が実施する災害時における対応能力の強化に資する事業を交付の対象とする。

（補助対象経費、補助率及び基準額等）

第３　この補助金の補助対象経費、補助率及び基準額は、別表１に掲げるとおりとする。

２　補助金の額は、予算の範囲内で算定するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第４　補助金交付申請書は、交付要綱別記第１号様式によるものとし、事業実施主体は、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

（交付決定）

第５　知事は、前項に定める補助金交付申請書を受理した後に、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

（実績報告）

第６　補助金実績報告書は、交付要綱別記第３号様式によるもとのし、事業実施主体は、事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

（その他）

第７　この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成２４年度分の補助金から適用する。

別表１

	補助対象経費	内　容	基準額	補助率	備　考
1	非常用通信機器の整備に要する経費	アンテナ設置型衛星電話設備の整備に必要な経費	１箇所当たり500千円以上かつ本項目全体で20,000千円以内	1/2	
2	自家発電装置の整備に要する経費	自家発電設備整備に必要な工事費又は工事請負費	１箇所当たり3,000千円以上かつ本項目全体で20,000千円以内		
3	災害用受水槽の整備に要する経費	―	１箇所当たり1,000千円以上かつ本項目全体で20,000千円以内		
4	救急医療機器の整備に要する経費	別表２に掲げる品目の整備に必要な経費	１事業実施主体当たり2,000千円以上かつ本項目全体で20,000千円以内		
5	ヘリポートの整備に要する工事請負費	ヘリポートの補修に要する経費を含む	１箇所当たり10,000千円以上かつ20,000千円以内		
6	災害対応に資する備品等の整備に要する経費	上記４以外の災害対応に資する備品及び食料、飲料水等の備蓄消耗品購入費	１事業実施主体当たり1,000千円以上かつ本項目全体で20,000千円以内		・災害時の応急医療活動として真に必要なものであれば対象とみなす(ただし、普段の診療でも用いるようなもの(診断用具、挿管用具、医薬品等)を除く)が事業計画書別紙２の４整備の必要性欄又は任意の別紙にて整備が必要な理由を必ず記載すること ・記載内容を審査した結果、事業の補助対象として適当でないものは対象外とする

別表２

自動体外式除細動器（AED）
携帯用超音波診断装置（エコー）
移動用モニター
輸液ポンプ
携帯用吸引器
携帯型人工呼吸器
バックボード
担架
ターポリン担架
テント
小型発電機
トランシーバー
ノートPC
オスカルバック
患者搬送用台車
簡易ベッド
簡易点滴台
投光器